

平成31年1月31日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱の一部改正について

資料 1 川崎市狭あい道路拡幅整備要綱の一部改正について

資料 2 「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」の一部改正に係る意見の募集
について

参考資料 1 「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」の改正概要

参考資料 2 川崎市狭あい道路拡幅整備要綱 新旧対照表

まちづくり局

(1) 背景

【狭あい道路について】

建築基準法第42条第2項の規定に基づく幅員4m未満の道路で、建物の建替え時などに狭あい道路の中心線から2m道路後退することが義務付けられている。(後退用地の舗装整備については、義務付けなし)

【狭あい道路拡幅整備事業の概要】

- ・地域の生活環境の改善と安全で住み良いまちづくりを促進することを目的に「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」を昭和63年10月に制定。
- ・狭あい道路の解消を図るとともに、建築主等の協力を得ながら後退用地の適切な維持管理を図る。

【狭あい道路拡幅整備要綱の概要】

協議：狭あい道路に面している敷地に建物を建てる場合、確認申請手続きの前に、狭あい道路の中心線から2m後退した線を確定するための協議を行う。なお、建物や塀等は、後退線から突出しないように建築しなければならない。(申出687件)

舗装：個人の建築主等で後退用地の舗装を希望する場合は、市が舗装を行う。(申出58件)

寄附：個人の建築主等で公道に面する後退用地を市に寄附を希望する場合は、市が測量、登記の手続きを行う。(申出20件)

助成：個人の建築主等で後退用地を寄附する場合は、後退用地内にある支障物の除却費用の一部を助成する。(申出2件)

※ () 内の数値は平成29年度における申出件数

【これまでの主な要綱の改正】

- ① 舗装対象の拡大。(寄附をしない場合でも対象に追加) (平成11年12月)
- ② 舗装対象の拡大。(私道の追加) (平成18年3月)

(2) 現状・課題

【現状】

- ・昭和63年の要綱制定以降、1800件を超える後退用地の舗装実績があり、着実に狭あい道路の解消を図るとともに、通行等の利便性の確保に一定の効果をもたらしている。
- ・市で後退用地を舗装した敷地については、土地所有者に道路であると認識されることから、後退用地は道路状に維持されている。(一定の抑止力がある。)
- ・後退用地が未舗装の場合においては、建築工事完了時には道路後退しているものの、その後、後退用地に支障物を設置された事例が見受けられることや、舗装されていないことで通行に支障をきたしている場合がある。

【課題】

- ・後退用地の拡幅は、建物の建替え時など機会が限られていることから、その機会を捉えて確実に拡幅させるとともに、適切な状態のまま維持管理させることが重要である。
- ・後退用地を舗装することで通行上の利便性の向上及び後退用地の維持管理を図る必要がある。
- ・交差点における見通しの確保や通行等の更なる利便性を向上するため隅切の設置及び舗装を誘導していくことが重要である。
- ・現状、個人に限定している寄附申請について対象者を拡大し、寄附を促していく必要がある。

(3) 課題解決に向けた検討内容

【検討内容】

① 舗装整備対象の拡大の検討

- ・後退用地拡幅にあわせて隅切の設置を誘導するため、舗装整備の対象に隅切用地を追加することについて検討を実施。
- ・舗装整備対象を拡大するため、他都市の状況について調査を実施。(政令市20市中8市で隅切用地を舗装整備対象としている。)

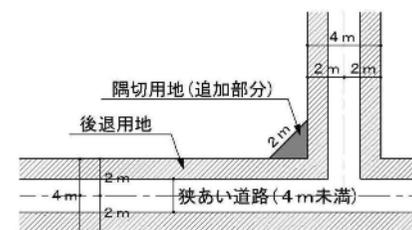
② 寄附対象の拡大の検討

- ・後退用地を市に寄附することにより、適切な維持管理が行われる。
- ・これまで寄附対象外であった法人申請で行われる事業、総合調整条例の適用を受ける事業及び後退用地の幅員又は延長が狭小である場合を寄附申出の対象として追加することを検討。

(4) 改正の概要

【要綱の一部改正】

- ① 隅切用地は狭あい道路の交差点での見通しや通行の改善に重要な役割を担うことから、後退用地に加え新たに隅切用地を市の舗装整備の対象に追加する。
- ② 法人申請・総合調整条例の適用事業を寄附申出の対象に追加する。
- ③ 後退用地の幅員又は延長が狭小である場合を寄附申出の対象に追加し、市が測量、登記の手続きを行う。
- ④ 防災面の目的の明確化や様式の変更等、所要の整備を行う。



(5) 今後のスケジュール

	2018年度					2019年度
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
今後の手続き等	改正の方向性確定			パブコメ実施 2/7~3/8 (予定)	●要綱改正 ●結果発表 ●まちづくり委員会、報道、関係団体への周知	●施行4/1(予定) ●まちづくり委員会、報道、関係団体への周知

「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」の一部改正に係る御意見を募集します

本市では、狭あい道路（幅員が4 m未満の建築基準法による道路）の解消に向け、地域の生活環境の改善と安全で住み良いまちづくりを促進することを目的に「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」を昭和63年10月に制定し、狭あい道路の中心線から2 m後退した線を確定するための協議、後退用地の舗装及び後退用地を寄附する場合における支障物の除却費用の一部助成等を実施しています。

交差点における見通しの確保や通行等の更なる利便性の向上を図るため、隅切用地について市が行う舗装整備対象に追加するほか、後退用地の寄附申出対象の拡大及び所要の整備を行うため要綱の一部を改正するものです。

1 意見募集期間

平成31年2月7日(木) から 平成31年3月8日(金)まで ※当日消印有効

2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、まちづくり局指導部建築審査課（明治安田生命川崎ビル7階）

3 閲覧物

- ・川崎市狭あい道路拡幅整備要綱の改正概要
- ・川崎市狭あい道路拡幅整備要綱新旧対照表

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局指導部建築審査課（明治安田生命川崎ビル7階）

(2) FAX

FAX番号 044-200-0984

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

5 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

6 問い合わせ先

まちづくり局 指導部 建築審査課

電話番号 044-200-3016

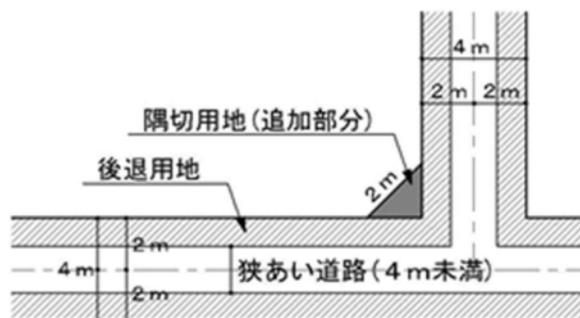
「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」の改正概要

本市では、狭あい道路（幅員が4 m未満の建築基準法による道路）の解消に向け、地域の生活環境の改善と安全で住み良いまちづくりを促進することを目的に「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」を昭和63年10月に制定し、狭あい道路の中心線から2 m後退した線を確定するための協議、後退用地の舗装及び後退用地を寄附する場合における支障物の除却費用の一部助成等を実施しています。

交差点における見通しの確保や通行等の更なる利便性の向上を図るため、隅切用地について市が行う舗装整備対象に追加するほか、後退用地の寄附申出対象の拡大及び所要の整備を行うため要綱の一部を改正するものです。

1 改正内容

(1) 市が行う舗装整備の対象に、後退用地に加え、新たに隅切用地を追加する。



(2) 法人申請で行われる事業、総合調整条例の適用を受ける事業及び後退用地の幅員又は延長が狭小である場合を寄附申出対象として追加する。

(3) 防災面の目的の明確化や様式の変更等、所要の整備を行う。

2 今後のスケジュール

運用開始：平成31年4月1日（予定）

3 問い合わせ先

まちづくり局指導部建築審査課 電話番号：044-200-3016

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱 新旧対照表

改正案	現行
川崎市狭あい道路拡幅整備要綱	川崎市狭あい道路拡幅整備要綱
(目的)	(目的)
第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、地域の生活環境の改善と、安全で住み良い <u>防災まちづくりを推進</u> することを目的とする。	第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、地域の生活環境の改善と、安全で住み良い <u>まちづくりを促進</u> することを目的とする。
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 狭 あ い 道 路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道又はこれに準ずる道をいう。	(1) 狭 あ い 道 路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道又はこれに準ずる道をいう。
(2) 建 築 主 等 狭あい道路に接する敷地に建築物を建築又は工作物を築造しようとする土地所有者等をいう。	(2) 建 築 主 等 狭あい道路に接する敷地に建築物を建築又は工作物を築造しようとする土地所有者等をいう。
(3) 土 地 所 有 者 等 狭あい道路に接する建築物若しくは工作物の土地の所有者又は建築物若しくは工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者をいう。	(3) 土 地 所 有 者 等 狭あい道路に接する建築物若しくは工作物の土地の所有者又は建築物若しくは工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者をいう。
(4) 後 退 線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線又は法第42条第2項の規定による道路に準じた道の境界線とみなされる線をいう。	(4) 後 退 線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線又は法第42条第2項の規定による道路に準じた道の境界線とみなされる線をいう。
(5) 後 退 用 地 狭あい道路と後退線にはさまれた土地をいう。	(5) 後 退 用 地 狭あい道路と後退線にはさまれた土地をいう。
(6) 隅 切 用 地 <u>後退線と他の後退線又は道路(法第42条第1項各号に規定する道路)の境界線が内角120度以内で交差する隅角部で、原則として、2mの底辺を有する二等辺三角形の土地をいう。</u>	(新設)
(7) 後 退 用 地 等 <u>後退用地及び隅切用地をいう。</u>	(新設)
(8) 整 備 支 障 物 件 後退用地に存する生け垣、門、塀、擁壁等の物件をいう。	(6) 整 備 支 障 物 件 後退用地に存する生け垣、門、塀、擁壁等の物件をいう。
(対象となる道路)	(対象となる道路)
第3条 この要綱により拡幅整備の対象となる狭あい道路は、原則として、境界が確定している狭あい道路とする。	第3条 この要綱により拡幅整備の対象となる狭あい道路は、原則として、境界が確定している狭あい道路とする。
(事前協議)	(事前協議)
第4条 建築主等は、前条に規定する道路に接する敷地に、建築物の建築又は工作物の築造等を行う場合は、原則として、確認申請書を提出する前に、公道を含む狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書(公道用)(第1号様式)に、公道を含まない狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書(私道用)(第2号様式)に、各様式ごとに定める図書を添えて市長に提出し、後退用地等の整備等について、協議するものとする。	第4条 建築主等は、前条に規定する道路に接する敷地に、建築物の建築又は工作物の築造等を行う場合は、原則として、確認申請書を提出する前に、公道を含む狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書(公道用)(第1号様式)に、公道を含まない狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書(私道用)(第2号様式)に、各様式ごとに定める図書を添えて市長に提出し、後退用地の整備等について、協議するものとする。
2 前項に規定する協議は、次に掲げる事項について行うものとする。	2 前項に規定する協議は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 公道を含む狭あい道路の場合は、後退用地等の整備及び維持管理並びに整備支障物件除却費の助成	(1) 公道を含む狭あい道路の場合は、後退用地の整備及び維持管理並びに整備支障物件除却費の助成

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(2) 公道を含まない狭あい道路の場合は、<u>後退用地等の整備及び維持管理</u></p> <p>3 公道を含む狭あい道路の場合、建築主等による第1項に規定する協議完了後、後退用地を市に寄附する場合は、土地所有者が後退用地寄附申出書(公道用)(第3号様式)を、<u>様式で定める図書を添えて、市長に提出するものとする。</u></p> <p><u>4 公道を含む狭あい道路の場合、建築主等による第1項に規定する協議完了後、後退用地等の舗装を市で行う場合は、建築主等が舗装整備申出書(公道用)(第4号様式)を、様式で定める図書を添えて、市長に提出するものとする。</u></p> <p><u>5 公道を含まない狭あい道路の場合、建築主等は、第1項に規定する協議完了後、後退用地等の舗装を市で行う場合は、舗装整備申出書(私道用)(第5号様式)に後退用地等の境界及び舗装整備に係る承諾書(私道用)(第6号様式)を添えて、市長に提出するものとする。</u> (後退線及び中心線等の位置)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項に規定する協議完了後、公道を含む狭あい道路の場合は、<u>後退線及び隅切用地の位置を明示する後退杭等を、公道を含まない狭あい道路の場合は、後退線、隅切用地及び中心線の位置を明示する後退杭及び中心杭等を支給するものとする。ただし、隅切用地の位置を明示する後退杭等の支給は、当該用地の舗装を市で行う場合に限る。</u></p> <p>2 建築主等は、前項の規定により支給された後退杭等又は後退杭及び中心杭等を所定の位置に設置した場合においては、その位置について市長の確認を受けなければならない。 (後退用地等の整備)</p> <p>第6条 市長は、第4条第4項及び第5項の申出書が提出された場合には、申出書の内容を審査し、支障が無いと認められるものについては、後退用地等の舗装等の整備(以下「後退用地等の整備」という。)を行うものとする。</p> <p>2 建築主等は、市長が行う後退用地等の整備前に、舗装可能な状態にしておかなければならない。</p> <p>3 市長は、後退用地等の整備が完了した時は、後退用地内に後退表示板を設置するものとする。 (後退用地等の維持管理)</p> <p>第7条 第4条第2項に規定する後退用地等の維持管理は、原則として、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>舗装整備申出書(公道用)又は舗装整備申出書(私道用)に基づき市長が整備した後退用地等の維持管理は、建築主等が行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号において、後退用地寄附申出書(公道用)に基づいて後退用地が土地所有者から市に寄附される場合における後退用地の維持管理については、建築主等及び土地所有者が行うものとする。この場合の維持管理は、市長が申出書の内容を審査し、支障が無いと認め寄附を受けた後退用地の市管理道路への編入までとする。</u> (登記等の手続き)</p> <p>第8条 市長は、第4条第3項に規定する後退用地寄附申出書(公道用)に基づいて後退用地が土地所有者から市に寄附される場合は、その用地</p>	<p>(2) 公道を含まない狭あい道路の場合は、後退用地の整備及び維持管理</p> <p>3 公道を含む狭あい道路の場合、建築主等による第1項に規定する協議完了後、後退用地を市に寄附する場合は、土地所有者が後退用地寄附申出書(公道用)(第3号様式)を、<u>後退用地の舗装を市で行う場合は、建築主等が舗装整備申出書(公道用)(第4号様式)を、各様式ごとに定める図書を添えて、市長に提出するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>4 公道を含まない狭あい道路の場合、建築主等は、第1項に規定する協議完了後、後退用地の舗装を市で行う場合は、舗装整備申出書(私道用)(第5号様式)に後退用地の境界及び舗装整備に係る承諾書(私道用)(第6号様式)を添えて、市長に提出するものとする。</u> (後退線及び中心線の位置)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項に規定する協議完了後、公道を含む狭あい道路の場合は、後退線の位置を明示する後退杭等を、公道を含まない狭あい道路の場合は、後退線及び中心線の位置を明示する後退杭及び中心杭等を支給するものとする。</p> <p>2 建築主等は、前項の規定により支給された後退杭等又は後退杭及び中心杭等を所定の位置に設置した場合においては、その位置について市長の確認を受けなければならない。 (後退用地の整備)</p> <p>第6条 市長は、第4条第3項及び第4項の申出書が提出された場合には、申出書の内容を審査し、支障が無いと認められるものについては、後退用地の舗装等の整備(以下「後退用地の整備」という。)を行うものとする。</p> <p>2 建築主等は、市長が行う後退用地の整備前に、舗装可能な状態にしておかなければならない。</p> <p>3 市長は、後退用地の整備が完了した時は、後退用地内に後退表示板を設置するものとする。 (後退用地の維持管理)</p> <p>第7条 第4条第2項に規定する後退用地の維持管理は、原則として、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>後退用地寄附申出書(公道用)に基づき市長が整備した後退用地の維持管理は、建築主等及び土地所有者が行うものとする。この場合の維持管理は、市長が申出書の内容を審査し、支障が無いと認め寄附を受けた後退用地の市管理道路への編入までとする。</u></p> <p>(2) <u>舗装整備申出書(公道用)又は舗装整備申出書(私道用)に基づき市長が整備した後退用地の維持管理は、建築主等が行うものとする。</u> (登記等の手続き)</p> <p>第8条 市長は、第4条第3項に規定する後退用地寄附申出書(公道用)に基づいて後退用地が土地所有者から市に寄附される場合は、その用地</p>

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>の範囲を確定するための測量及び登記手続きを行うものとする。</p> <p>(整備支障物件除却費の助成)</p> <p>第9条 市長は、第4条第3項に規定する後退用地寄附申出書(公道用)に基づいて後退用地が市に寄附される場合は、後退用地の整備を行ううえで支障となる整備支障物件の除却等に対して、その費用の一部を助成するものとする。</p> <p>2 前項に規定する助成の対象及び助成額等に関し必要な事項は、別に市長が定める。</p> <p>(非課税措置)</p> <p>第10条 市長は、第6条第1項の規定により後退用地等の整備を行った場合においては、土地所有者の申請による後退用地等に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書(公道・私道共用)(第7号様式)により、当該用地に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする。ただし、公道を含まない狭あい道路の場合で、狭あい道路が非課税の扱いとなっていない場合は、適用しない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 市長は、建築主等が第7条に規定する後退用地等の維持管理において故意又は重大な過失により舗装部分を破損した場合においては、建築主等に対して原状回復を求めるものとする。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第12条 この要綱は、次のいずれかに該当する事業を行う者に対しては、適用しない。</p> <p>(1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為の許可を伴う事業</p> <p>(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業。ただし、昭和63年9月30日以前に行われた土地区画整理事業区域内に存する狭あい道路にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴う事業。ただし、昭和63年9月30日以前に道路の位置の指定を受けたものにあつては、道路の位置の指定部分を除きこの限りでない。</p> <p>(5) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)の適用を受ける事業。ただし、第4条第1項、<u>同条第3項</u>及び第5条の規定にあつては、この限りではない。</p> <p>(6) 原則として、法人申請で行われる事業。ただし、第4条第1項、<u>同条第3項</u>及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(7) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(8) 原則として、後退用地の幅員又は延長が狭小である場合。ただし、第4条第1項、<u>同条第3項</u>、第5条及び第8条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(9) 公道を含まない狭あい道路の場合は、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(10) 現場の状況等により、市長が判断した場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第13条 この要綱は、次に掲げるものに準用する。</p> <p>(1) 公道を含む狭あい道路の場合は、平成11年11月30日以前に、</p>	<p>の範囲を確定するための測量及び登記手続きを行うものとする。</p> <p>(整備支障物件除却費の助成)</p> <p>第9条 市長は、第4条第3項に規定する後退用地寄附申出書(公道用)に基づいて後退用地が市に寄附される場合は、後退用地の整備を行ううえで支障となる整備支障物件の除却等に対して、その費用の一部を助成するものとする。</p> <p>2 前項に規定する助成の対象及び助成額等に関し必要な事項は、別に市長が定める。</p> <p>(非課税措置)</p> <p>第10条 市長は、第6条第1項の規定により後退用地の整備を行った場合においては、土地所有者の各市税事務所長への申請による後退用地に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書(公道・私道共用)(第7号様式)により、当該用地に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする。ただし、公道を含まない狭あい道路の場合で、狭あい道路が非課税の扱いとなっていない場合は、適用しない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 市長は、建築主等が第7条に規定する後退用地の維持管理において故意又は重大な過失により舗装部分を破損した場合においては、建築主等に対して原状回復を求めるものとする。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第12条 この要綱は、次のいずれかに該当する事業を行う者に対しては、適用しない。</p> <p>(1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為の許可を伴う事業</p> <p>(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業。ただし、昭和63年9月30日以前に行われた土地区画整理事業区域内に存する狭あい道路にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴う事業。ただし、昭和63年9月30日以前に道路の位置の指定を受けたものにあつては、道路の位置の指定部分を除きこの限りでない。</p> <p>(5) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)の適用を受ける事業。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りではない。</p> <p>(6) 原則として、法人申請で行われる事業。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(7) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(8) 原則として、後退用地の幅員又は延長が狭小である場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(9) 公道を含まない狭あい道路の場合は、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(10) 現場の状況等により、市長が判断した場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第13条 この要綱は、次に掲げるものに準用する。</p> <p>(1) 公道を含む狭あい道路の場合は、平成11年11月30日以前に、</p>

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>公道を含まない狭あい道路の場合は、平成18年3月1日以前に行われた建築行為に伴い後退した後退用地</p> <p>(2) 狭あい道路に接する土地所有者等が自主的に後退することにより生じる後退用地</p> <p>(3) 狭あい道路に接する土地所有者が寄附する場合の後退用地 (委 任)</p> <p>第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>公道を含まない狭あい道路の場合は、平成18年3月1日以前に行われた建築行為に伴い後退した後退用地</p> <p>(2) 狭あい道路に接する土地所有者等が自主的に後退することにより生じる後退用地</p> <p>(3) 狭あい道路に接する土地所有者が寄附する場合の後退用地 (委 任)</p> <p>第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>